

新型コロナウイルス感染症対策基本方針 〔子どもたちの安全安心を第一に〕

新型コロナウイルス感染症の脅威が拡大する中、国が3月2日からの小中学校等の一斉休校を要請して以来、保護者をはじめ、市民の生活への影響が大きくなっています。

具体的な対策は、日々変化する状況に応じて講じてまいります。対策の検討にあたっては、下記の事項を基本として総合的に判断してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

◎基本方針

1 子どもたちを守る

子どもへの新型コロナウイルス感染症の感染やその拡大リスクの低減を図るため、小中学校は、休校を原則とする。

なお、保育園等は開園しているが、狭い空間に大勢の子どもが集まることは感染リスクを高めることになるので、自宅等で過ごせる場合は登園を控えてもらう。

2 保護者の皆様の思いに寄り添う

小中学校が休校となっても、準備期間が短く仕事を休めないことも想定されることから、子どもが自宅等で過ごすリスクが、防犯上やその他の理由で新型コロナウイルス感染症の感染リスクより大きいと保護者が判断した場合は、臨時的措置として小中学校が受け入れる。

また、実情の把握と今後の対策の参考とするため、アンケート調査を実施する。

3 市内経済への影響を極力抑える

新型コロナウイルス感染症が経済に及ぼす影響は、世界規模に広がっており、本市においてもその影響が顕著となっている。今後さらに市内経済への影響が大きくなることが想定されることから、中小事業者の資金繰り等を支援する。

4 オール那須塩原で対応する

新型コロナウイルス感染症対策に伴う負担が、一部の市民に集中することがないよう、市民・事業者・各種団体と行政が連携した取り組みを進める。

平時に比べ、子どもが自宅や地域で過ごす時間が長くなるため、自治会やコミュニティの協力を求め、見守り活動を強化する。

事業

市内小中学校等の臨時休業における 3/9 以降の対応について

本市では、児童生徒が日常的に長時間集団でいることを避け、感染拡大を防ぐため、小・中・義務教育学校の臨時休業を行いました。なお、すぐに対応が難しい家庭については、5日間の登校を可とした対応を行っているところです。

本日までの3日間の現状としては、保護者の皆様の御理解、御協力をいただき、登校している人数が、学校での感染拡大を防げる範囲であると判断しております。

しかしながら、小学校低学年において1割強の児童が登校しており、まだ家庭等で過ごす環境を整えることが困難な状況にあることが分かりました。

これを受け、3月9日（月）から13日（金）までの間、小学校においては、現在の対応を継続することにしましたので、引き続き家庭等で過ごす環境を整えるよう御協力をお願いします。

なお、今後登校する児童が増えてしまうと、感染拡大を防ぐ目的を達することが難しい状況になると考えられるため、引き続き小学校においても登校を控えるよう、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

3月9日（月）以降の対応

- ・小学生 3月9日（月）から13日（金）まで 現在の対応を継続
- ・中学生 3月9日（月）から 当初の予定どおり各家庭等で過ごす

児童生徒の登校状況

3月2日（月）

- ・小学生 663人（10.6%） ・中学生 64人（2.1%） 計 727人（7.8%）

3月3日（火）

- ・小学生 622人（9.9%） ・中学生 39人（1.3%） 計 661人（7.1%）

3月4日（水）

- ・小学生 509人（8.1%） ・中学生 27人（0.9%） 計 536人（5.7%）

臨時休業中の家庭学習について

【 那須塩原市の取組 】

本市では、今回の臨時休業にあたって、平成27年度から導入している家庭学習サービス『eライブラリ』を活用し、児童生徒への家庭学習支援を行っております。

この学習サービスは、児童生徒が家庭等のPC・タブレット・スマートフォンから利用することができるものです。

○具体的な取組として、

・2月28日（金）、各学校で児童生徒に対して、臨時休業期間の家庭学習については、苦手な内容や理解ができなかった部分を『eライブラリ』等で復習するよう指示しました。

①児童生徒に対しては、学校ホームページ等で活用を促し、必要に応じて重点課題をお知らせします。

②児童生徒は、重点課題や学習したい教科の学年・単元を自ら選んで学習します。

③教員は、児童生徒の取組について『eライブラリ』の機能で個別に学習状況を把握します。

④学習状況をふまえ、教員が児童生徒へ取り組み方のアドバイスを学校ホームページや『eライブラリ』のメッセージ機能を利用して伝えます。

これらのサイクルを繰り返し、家庭でも学習内容の基礎・基本の定着を図れるよう、児童生徒の学習支援にあたっています。

なお、家庭学習の一方的な指示だけでなく、臨時休業中の家庭における児童生徒の生活状況の確認や支援のために、学校から適宜、電話等で確認を行っていきます。

那須塩原市教育委員会
学校教育課学校指導係

TEL 0287-37-5349

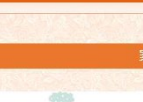
FAX 0287-37-5479

[実際の画面]

ラインズ
エディリス
 アドベニス
マルチプラットフォーム対応

[スマートフォン表示へ](#)

家庭学習サービス ログインページ



※半角で入力してください

学校コード
(家庭学習用)

ログインID

パスワード

☐ 学校コード・ログインIDを保持する

1
2
3

ロ グ イ ン

ライブ エイプリル アドバンス

基本設定 ごんち先生、拝会(12)さん ログアウト

マウスクリックで決定 登録ID: 201806111718 です

ごんち先生 の南无阿彌陀佛	おはようございます	全部読む
------------------	-----------	------

スケジュール	最近の予定が1件あります	全部見る
生口	なし	
明日	なし	
朗読品	朗読: 鎌倉	

主な 作品	今日のりき	今日のりき
(12) 今 しゃかり言葉	ザリム(東光平書) (0回)	今日のりき
	あさひザリム (0回)	はやきやランジ
	サマヤ書 (0回)	いちろカード帳 (0回)

<朗読> ゴー! ゴー! サンセットタウン <朗読> 黄金道教材

無料入試過去問 無料入試過去問データベース

エデュテインメント 電車いまだ大量ロード! 全部見る

約戦! マラソンカイズ

東西対抗 かくしゅう合戦

1

2

3

4

ドリルをやめる

東京学園 ドリル 小55年 理科

魚のたんじょう メダカのかいかたとおす・めすの区別 【挑戦】

残り

0

問

問題

00:00:10

下の図は、メダカのかうだのようすを表したものである。あすのメダカはどなか。

ア

どちらめす

イ

前へ

次へ

解答欄

調べる

採点

リトライ



單元学習ドリル 小学5年 算数
ひょうしん

ひょうしん

合同な図形 合同な図形 【標準】

りれきあり

問題

15D00110

次の図のアの四角形と合同な四角形を、下から選びなさい。



ア



イ



ウ



エ

イ

イとエ

ウ

エ

事業

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育園、児童クラブ等の対応について

保育園等における対応状況

■対応経過

- 2月23日 2月18日付け国通知を踏まえ、保育園等における新型コロナウイルスの対応方針を対策本部会議において決定。
- 2月25日 公立保育園保護者宛てに保育園等で感染者が発生した場合、臨時休園する場合がある旨を通知により周知。
- 2月26日 私立保育園等宛てに臨時休園について市の対応方針を踏まえた対応を要請し、保護者へ臨時休園する場合がある旨の周知を依頼。
- 2月28日 保護者を通して事業者宛てに保育園等が臨時休園した場合における休暇の取得について配慮いただけるよう通知。
- 同日 2月27日発表「小中学校の休校要請」の政府方針等を踏まえ、保育園等の保護者に対して、家庭での保育が可能な場合には、自主的な休園を要請する方針を対策本部会議で決定。併せて施設を通して保護者宛て通知により周知。
- 3月3日 自主休園の要請について、みるメールで周知。
- 今後 保護者に対してアンケート調査を実施する予定。

■自主休園の要請

自主的な休園を要請する期間は、3月2日（月）から3月24日（火）までとし、休園した期間の利用者負担額は日割りにより減額する。

副食費については、公立保育園では日割りにより減額、私立保育園等では各園での対応による。

■公立保育園10園における自主休園児童数

3月1日時点在園児数 918人

うち、自主休園した児童数

3月2日 45人（4.9%）、3月3日 79人（8.6%）、3月4日 93人（10.1%）

放課後児童クラブにおける対応状況

■対応経過

2月28日 2月27日発表「小学校の休校要請」の政府方針等を踏まえ、公設放課後児童クラブの保護者、ゆめがくどう事務局及び市内民設児童クラブに対して、下記のような開所とするよう通知。

○3月2日（月）～3月6日（金）

・日中は学校、児童クラブは通常通り夕方から開所。

○3月9日（月）～3月13日（金）

・日中は学校、児童クラブは通常通り夕方から開所。

■保育料減額

自主的な欠席を要請する期間は、3月2日（月）から3月24日（火）までとし、欠席した期間の保育料は日割りにより減額する。

■児童クラブ欠席児童数

○児童クラブにおける欠席児童数

・公設児童クラブ（24クラブ）在籍児童 1,422人（R2.1月時点）
うち、欠席した児童

3月2日 1,141人（80.2%）、3月3日 1,133人（79.7%）

・民設児童クラブ（20クラブ）在籍児童 764人（R2.1月現時点）
うち、欠席した児童

3月2日 501人（65.6%）、3月3日 504人（66.0%）

事業

新型コロナウイルス対策に関する中小企業支援について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の観光業や飲食業においてキャンセルなどが増加している状況にあり、その他の業種においても売り上げの落ち込みが見込まれています。このような状況にある市内中小企業・小規模事業者の経営安定を図るため、市制度融資の「り災特別資金」において利率の引き下げや融資条件の緩和を行います。

利用者にとって利便性の高い資金とすることで、市内の中小企業・小規模事業者への支援の強化を図ります。

なお、今回の利率引き下げにより、県内の制度融資において最低水準の利率となります。

2. り災特別資金（新型コロナウイルス対応）の概要

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1,000万円
貸付利率	1.1%または1.3%（通常との比較は下表参照）
償還期間	3年、5年、7年、10年以内
融資を受ける条件 （全て満たしている方）	①市内に事業所を有する方 ②市内で1年以上事業を営む方 ③市税を滞納していない方 ④中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号 もしくは第5号の規定による認定を受けていること。
運用開始日	令和2年3月6日（金）から

・融資の可否については、取扱金融機関と信用保証協会の審査があります。

<利率引き下げ>

償還期間	令和元年度 （通常）	引き下げ要件	新型コロナウイルス対応 （引き下げ後）
3年以内	1.4%（1.3%）	セーフティネット4号 もしくは5号認定を 受けた者	1.1%（1.0%）
5年以内	1.5%（1.4%）		
7年以内	1.6%（1.5%）		
10年以内	1.9%（1.8%）		1.3%（1.2%）

（ ）内は責任共有制度対象外

3. その他

新型コロナウイルス感染症の状況の変化や本資金の利用状況などを鑑みて、今後の支援について検討していきます。

【参考】

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法に基づく認定）

4号：突発的災害（自然災害等）

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置

◆ 要件（以下のいずれにも該当すること）

1. 申請者が、指定を受けた地域において1年以上継続して事業を行っていること
2. 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれること

5号：業況の悪化している業種

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置

◆ 要件

- (イ) 国の指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少していること。

新型コロナウイルス感染症に関する職員等の服務について

1 現 状

本市においては、今週3月2日（月）から市内の全小中学校及び義務教育学校を原則休校（県立高等学校も休校）とし、必要なお子さんは自由登校の形をとっている。

この状況に当たり、今後の職員の勤務形態を検討するため、休校実施当日及びその翌日に各所属を通じて職員の勤務実態に関するアンケート調査を実施した。

【3月2日分】

（単位：人・％）

	休校に伴う休暇を取得している職員数			
	時間休の取得	割合	1日の休暇を取得	割合
正 職 員	4	0.49	1	0.12
臨時・非常勤職員	4	0.80	4	0.80

【3月3日分】

（単位：人・％）

	休校に伴う休暇を取得している職員数			
	時間休の取得	割合	1日の休暇を取得	割合
正 職 員	9	1.11	2	0.24
臨時・非常勤職員	2	0.40	3	0.60

2 今後の勤務形態（対応策）

- ① 年次休暇の取得
- ② 在宅勤務の実施
- ③ 特別休暇の付与